

## 家庭裁判所委員会議事概要

### 第1 日時

平成22年11月25日（木）午後3時から午後5時まで

### 第2 場所

東京家庭裁判所大会議室

### 第3 出席委員（五十音順）

青山善充，長秀之，鬼丸かおる，小島敏則，高麗邦彦，小宮山了三，杉田誠，  
中原亮一，水野あゆ子，村田珠美，山崎恒

### 第4 テーマ

家事調停事件とドメスティックバイオレンス（夫婦及び男女間における暴力）」

### 第5 議事

#### 1 新委員あいさつ（小宮山委員）

#### 2 第三期裁判所委員会についてのアンケート調査について

標記の調査依頼につき，回答案のとおり回答することが了承された。

#### 3 家事調停事件とドメスティックバイオレンス（夫婦及び男女間における暴力）」

(1) 日常生活におけるドメスティックバイオレンスとの関わりについて

(委員長)

いわゆるDV防止法，正式には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」という法律では，DVの定義として，第1条で，配偶者からの身体に対する不法な攻撃であって，生命又は身体に危害を及ぼすもの，又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動，とされている。DVがエスカレートして犯罪に至り，社会の耳目を集める場合もあるし，また，私たちの身近なところで話題になることもあるのではないかとと思われる。まず協

議の導入として、身近で、夫婦間あるいは男女間の暴力について見聞したり相談等を受けられた事例があれば、少し御紹介していただきたい。

(委員)

私が相談を受けた事例では、妻が夫に目を殴られて片目が失明するといった暴力があり、最終的には裁判所の判決を得て離婚したというケースや、逆に、夫が夜遅く仕事から帰ると、妻が自分の言い分を聞いてくれるまで寝かせないという妻の暴力というケースがあった。

(委員)

妻が夫から暴力を受けて、離婚の申立てをしたケースを2件ほど扱ったことがある。どちらのケースも夫は非常に学歴や社会的地位が高く、一見すると非常に穏やかな方で、男性の裁判官や調停委員、弁護士に対してはとても丁寧で、そこが実は家庭内暴力の根深い要因かと思った。一度、話合いの席で、わざと相手方をちょっと怒らせるようなことを言ってみたところ、その顔が一瞬にしてすっと変わり、裁判官か書記官の手元にあった記録を机にぱしっと投げつけ、その時、しまったというような顔をされた。その一瞬の顔の変わり方を見て、DVについて、第三者が理解していくのが難しいと思ったことがある。

また、DVは身体的暴力だけではなく、心理的暴力というものがあり、生活費を渡さないという形で完全に妻を支配しコントロールするということがある。ぎりぎりのお金を渡して、それでは当然足りないので、妻から何を買うのに必要だと一つ一つ申告をさせ、その分は何円単位できっちり渡す。そういうものが積もり積もって、妻が心理的に精神を病みかけていた案件もある。この問題は、第三者が理解して、合理的な解決を見い出していくのが難しいと、しみじみ感じている。

(委員)

基本的に暴力をふるう者は弱い者に対して強く出るということがあるよう

で、警察官が現れ、身柄を拘束されて逮捕・勾留の過程で事情を聞くということになると、非常に神妙に話をしたりする。

また、DV被害者の特性等については、被害を受けているのに離れられないという心理も言われており、被害者側から話を聞くと、しばしば「良いところもある人だから。」という言葉も聞かれるところである。

双方の話を聞き、これまでの経緯を踏まえ、けがの軽重をベースにしつつ、起訴、不起訴、略式起訴、といった選択を考えるが、どのような処分が良いのかは、悩みの多い事案である。

(委員)

婦人保護施設では、昨年度の入所者の23パーセントが夫の暴力を理由に入所しており、年々増えてきているというデータがある。夫が飲酒して暴力を振るうケースが非常に多く、そのほか、性行為を強要する、避妊に協力しないので望まない出産をしなくてはいけない、子供にも暴力を振るうといったケースなどがあり、精神的に追い込まれている状況がうかがわれる事例が多くある。

(委員)

私の周囲で離婚された方は、その原因がDVと男性の浮気という例が多い。ただ、男性は本質的に力が強いので、暴力を振るったら女性は敵わないと思う。その辺りの良識を持っていると良い。

(委員)

調停事件でも、時々DVの事件があるが、夫が妻からのDV被害を訴える例も増えてきている。また、しつけの中で子供に対しての暴力もある。

また、どこまでを暴力と言うのが難しく、例えば、暴力を振るう夫側は暴力と認めず、妻や子に対する教育だと言ったり、妻側に不貞がある場合は、不貞されて怒らない男はいない、暴力を振るって当たり前だと言うなど、自分が加害者だという意識を持たない男性が多いように思う。

調停委員としては、子供がいる場合は、子供をどのように救い出せば良いかということが一番に考えている。

(委員)

少年院では、収容している女子少年が親族から性的虐待を受けているということを申し出ることがある。そのような親元に帰して良いのだろうかという問題がある。

(委員長)

いろいろ御紹介いただいたが、家庭裁判所が扱う調停事件等ではDVを原因とするものが多くあり、これにつき、説明者より説明していただきたい。

## (2) 家事調停事件（特に離婚等）の流れ

(説明者)

家事調停事件で配偶者からの暴力が問題になる事案及び家事調停の流れについて説明する。

申立人が相手方に離婚を求める夫婦関係調整調停事件において、申立人が配偶者からの暴力を申立ての動機として問題としている事案は、相当程度の件数に上っている。内容は様々で、配偶者からの暴力が刑事事件として立件されている事案、配偶者の暴力について保護命令（DV防止法10条）が出ている事案、暴力を受けている側がシェルターなどに保護されていたり、相手方に住所を秘匿している事案等がある。これらの中には、申立人が相手方の暴力を原因として精神的に不安定になっていることや、体調不良に陥っていることを主張して、診断書などを資料として提出しているケースもある。

保護命令について若干説明をすると、DVの被害者が、地方裁判所に申立てを行うと、そこで審理が行われ、申立人に理由があると認められた場合に保護命令が出されることになる。

保護命令には幾つか種類があり、ア 接近禁止命令（6か月間、被害者の住居その他の場所で被害者の身に付きまったり、被害者の住居や勤務先

等，被害者が通常居るような場所の付近を徘徊することを禁止），イ 退去命令（2 か月間，被害者と共に生活の本拠としている住居から退去することと，その付近を徘徊することを禁止），ウ 電話等禁止命令（被害者に面会を要求したり，深夜から早朝にかけての電話，ファックスやメールの送信，名誉毀損行為に当たるような迷惑行為を禁止），エ 子や親族等への接近禁止命令（被害者について接近禁止命令が出される場合に，これと併せて被害者と同居する未成年の子や被害者の親族等への付きまといや，それらの者が通常居る場所を徘徊することを禁止）がある。

保護命令は，DVの被害者の安全を図る制度であるため，被害者本人で申立てができるような簡便な申立手続，短期間の審理，命令違反に対し刑罰が科せられるといったことが手続の特徴となっている。

次に，DV事案を含む家事調停手続の流れがどのようになっているかという点，家事調停は，裁判官1人，非常勤の裁判所職員である家事調停委員2人で構成される調停委員会で行われる。

また，書記官は事件記録の作成のほか，家事調停の手続の進行管理等を行い，DV事案では，その警備態勢の立案を中心的に行っている。

さらに，事案の内容に応じて，家庭裁判所調査官が関わることもある。家庭裁判所調査官は，その専門的な知見を駆使し，調停や審判に必要な事実の調査，福祉機関との連絡，心理的な調整等を行っている。

なお，家庭裁判所には，精神科の医師である裁判所技官が存在しているので，事件関係者の心身の状況に問題がある場合には，調停期日に出席したり，診断をするといった形で関与する場合がある。

このような様々な職種が関与して，家事調停が進行するわけだが，家事調停は，申立人が申立書を裁判所に提出して申立てをするところから始まる。その際，申立書付票という，申立ての動機に関する詳細な事情や当事者の収入などのほか，保護命令が出されているかどうか，相手方が裁判所でも暴力

を振るうような恐れがあるのかどうかといったような、円滑な調停手続の進行に必要な情報を得るために記載してもらう書類がある。

申立てがされ、受けがなされると、まず家庭裁判所調査官が、専門的な見地から、家庭裁判所調査官や医務室技官が立ち会って調停進行を図る必要がある事案であるかどうか、調停進行を図る前に、家庭裁判所調査官が申立人から詳細な事情などを聞くなどの事前調査を行った上で進行を図ったほうが良い事案であるかどうかなどを検討する。その上で、裁判官は、申立書、申立書の付票等の記載内容や、家庭裁判所調査官の手続選別にかかる意見、受付段階で受付に関与した書記官が申立人から得た情報を書いたメモ（連絡票）といったものを総合判断して、どのような手続進行を図ったら良いか検討する。

手続進行の方針が定まると、調停委員を指定して、期日を指定する。書記官やそのほかの職種と連携をとり、警備態勢の必要性やその内容について十分に検討した上で期日を指定することとなっている。

調停期日の当日は、事案の内容や手続の進行状況に応じて、裁判官と調停委員、場合によっては家庭裁判所調査官や医務室技官も交えて評議を行う等して争点を整理し、円滑な手続進行を諮るよう努めている。特にDV事案では、その後の手続進行の在り方、当日の当事者の退庁時に注意すべき事項を検討したり、書記官等と協議及び確認をする。

調停成立や調停不成立の場合は、当事者に対して合意内容の確認や、不成立の場合には不成立であることの告知をする。DV事案で、相手方である暴力の加害者的立場の人が裁判所でも暴力をふるうようなことが懸念されたり、相手方と同席することで申立人が精神的に不安定になる恐れがあるというような事案については、別席で合意内容の確認や不成立の告知をすることもあつる。そのほか、裁判官は、調停委員や期日に立ち会っている家庭裁判所調査官、医務室技官等から得た情報や意見を参考にして、当事者と相対した時に、

当事者の暴力的な言動を引き出すような言動をとらないよう、できるだけ注意深く話しかけるようにしており、また退庁時の事故防止のための配慮について、書記官等と十分に打合せをしている。

調停手続は調停委員や書記官、家庭裁判所調査官等、様々な職種が関わって進行する手続であり、DV事案に関しても、これらの職種間で情報を適切に共有することが事故防止につながる最も有効な策と考えている。調停手続は各職種間の連携が基本であると常々考えながら、調停に関与している。

(委員長)

御説明した内容につき、御質問や家裁手続に対する御意見等があれば、お伺いしたい。

(委員)

保護命令が既に出ている場合、裁判所としては、暴力を振るわれないような警備の態勢を敷くというふうに考えてよいか。

(説明者)

現にまだ保護命令の効力が持続しているようなケース、過去に保護命令が出ているが今は出ていないケース等があり、事案にもよるので一概には言えないが、基本的に、保護命令が出てるということだけで、それなりに警戒を要する事案であることは分かるので、事案に応じて必要な態勢をとっている。

(委員長)

通常は調停が成立あるいは不成立で終わる際には、両当事者が入って、その内容を確認するということが多いが、DV事案ではそれなりに配慮が必要であるところ、最近の傾向としては、DV事案でなくても同席を拒む例が多いように思われるが、そのあたりはどのような状況か。

(説明者)

同席を拒む例が大変多い。単に顔を見るのが嫌だと言う方や、暴力は受けていないけれども、夫婦関係の紛争を契機に精神的に不安定になっていると

というようなことで、必ずしも暴力事案だけが別席での合意成立ないしは不成立をするというわけではない。事案に応じて配慮をしており、別々に合意確認を行う事件はかなりの件数に上っていると思われる。同席のほうが問題なく合意の確認等ができると思うが、無理に同席をしてもらうことはできないので、間違いがないように、それぞれに同じ内容を伝え、先に申立人に合意内容の確認を行ったとすれば、相手方にも同じ内容を確認し、再び申立人にそれを確認して、相手方も合意をしましたということをそれぞれに伝えて締めくくる形をとっている。

(委員)

技官が立ち会うケースとは、どのようなケースか。

(説明者)

申立人、相手方を問わず、精神疾患が疑われるようなケースというのが一番分かりやすいと思われる。

### (3) 事故防止のための取組－各手続段階での配慮事項－

(委員長)

次に、事故防止のための取組として家裁でどのような配慮をすべきか、各手続段階でどのように考え、どのようにしているかということについて、書記官の立場から説明していただく。

(説明者)

主に進行管理を担当する書記官の立場で、DV案件を含む調停手続の各段階で具体的にどのようなことをしてるかという観点から話をしたい。

まず、家庭裁判所がDV案件の情報に接する一番最初というのは、申立ての受付前の、手続案内という段階である。家庭裁判所では、申立ての受付前に、当事者の方々に対して、調停の申立ての際に必要な書類や書類の書き方等を案内する手続案内という窓口を設けている。ここで当事者の方々から、暴力の恐れがあるといったような情報等を出されることが間々ある。手続案

内の段階は、受付前であり、裁判所の記録にするという段階ではないため、申立てをする際には、具体的な事情や希望等を申立書付票のところに記載するよう、当事者へ促している。また、書面を書くのが得意でないという当事者には、申立ての際に、具体的な事情等を口頭で職員に申し述べれば、職員がメモを作成するので、きちんと職員に申し出るよう促している。

次に、申立ての受付段階では、当事者に申立書と申立書付票を出してもらうことになる。申立書付票の中に裁判所に対して望むことを記載する欄があるし、受付段階で担当者が聞き取って記載した連絡票が記録となる。なお、住所を秘匿したい、相手方当事者に知られたくないという希望がある場合も、ここで確認している。

受付段階で得た情報は、事件記録という形で各担当部へ引き継がれていくが、引き継ぐ際にも、特に注意を要する案件は口頭で伝達している。

事件を引き継いだ担当部では、書記官においても警備の要否や警備内容等の検討を行っている。また、裁判官に記録を渡す際にも、注意を要する事件であることを前提にその後の判断・指示をしてもらうような注意喚起を行っている。

DV関連案件の場合には、調停委員の選定や期日の指定等に当たっては、より緊密な打合せを行っている。具体的には、申立人と再度連絡をとり、住所秘匿を希望するかどうか、相手方は裁判所に来ても暴力を振るうおそれがあるタイプか否か、直接的な暴力のおそれはなくとも、相手方と顔を合わせると申立人が萎縮してしまう可能性があるなど、裁判所に配慮してほしいという情報等を収集・確認した上で、裁判官等と具体的な調停期日の設定に向けた打合せを行い、適切な調停運営に結びつくような対応を考えている。

さら待合室については、申立人側待合室、相手方待合室という2つに分かれるが、事案によっては、専用の独立した待合室を設けたり、調停室を分けて使用し、当事者間で会う可能性を低くする配慮もしている。

DV案件の中でも、裁判所内で暴力を振るうおそれはないという事案では一般の職員による警備によっているが、裁判所内で暴力を振るう可能性が高い当事者の場合には、法廷警備員を配置する態勢をとっている。更に危険な場合、例えば刃物を持ち込む可能性がある場合には、警察官の派遣要請ということもある。このように、警備のメニューとしては何段階かあり、事前の対応の検討のために、申立て段階から情報がきちんと伝わるよう努力している。裁判所としては、実際に暴力を振るわれるという場合だけではなく、精神的な配慮についても重要視しており、医務室技官や家裁調査官の立会いも十分に検討して対応している。

当事者が安心して調停手続を利用でき、適切な調停運営が行われるよう、担当書記官等だけではなく、事務局も含めて各部署とも密接な連絡・連携を図っている。

(委員)

家庭裁判所の調停は、弁護士を付けずに本人が申し立てるケース、本人が受付に来るケースも多かろうと思われるが、一般の人は、暴力のことを言えば裁判所が何か配慮してくれるということが分からない人がいるのではないか。この点、受付等において、書記官の側からこのように対応したほうが良いかどうかを本人に聞いているのか。

(説明者)

受付に当たり、暴力を振るう、精神的に虐待する、酒を飲みすぎる、浪費・ギャンブルなど、普通の生活から外れてるようなことが書面上出てきた時に声かけをしている。実際は、本人が突然申立書を持ってきて受付けてくださいと言われることは比較的少なく、まずはこのような事情で困っている、といった話をされるので、その段階で促しをしている。また、申立書にそのような事情が何にも書いてない場合でも、裁判所に何か伝えておきたいことはないか、一声かけている。

(委員長)

以上のように、家庭裁判所では事故防止のために、いろいろな配慮を行っているが、それでも、手続の中で不安を感じられたり、不満を持たれたりというようなこともあると思われる。それらが裁判所に寄せられると、裁判所において新たな手段を講ずるということも行っているが、裁判所だけでなく、そのほかでもこのような声が聞こえることがあるのではないか。裁判所に求めること等について話をいただきたい。

(4) ドメスティックバイオレンスの被害者の置かれている状況と家庭裁判所に求める配慮について

(オブザーバー〔都女性相談センター職員〕)

女性相談センターの業務内容は、相談業務、心理、威嚇的な判定業務のほか、一時的保護業務を行っている。通称シェルターと言ひ、DV被害者等の緊急一時の保護の場所として活用されているため、24時間、365日稼働している。センターとしての役割は、裁判所に関係するところでは、DV防止法第14条第2項に規程されている保護命令制度について裁判所に書面提出を依頼されていること、また、DV被害者は、住民票を移すと加害者に見つかってしまうため、相談を受けて、一時保護の行政証明を発行するなど、被害者の子供の学校の入学等において困ったことがないようにしている。

一時保護の実情についてだが、当センターの定員が30名であり、そのほか婦人保護施設等に委託をしているものの、いつも100パーセントを超えて満員の状況である。昨年は、DVだけではなく、リーマン・ショック等の関係で、保護者数が過去最高の977人に上った。実績として、DVの被害者に関しては20代、30代、40代の子供連れの方が多くなっている。特に乳幼児を抱えた女性が非常に多いのが特徴である。委託先も合わせて1日に保護している人数は67.9人となっており、最年少は16歳、最高齢は82歳である。DVは夫又は内縁関係といった、限られた夫婦関係におけ

る暴力の被害を受けた方ということになるが、実は、それ以外に家族の暴力を受けている人が約10パーセントおり、子供から暴力を受けたり、兄弟や親から性的な暴力を受けて避難しなければならない女性が非常に多くなっているのが特徴である。

DV被害とは何かということだが、身体的外傷以外にも、経済的に締め付けられる、暴言を浴びせられる、無視される、行動を監視される等、人権を否定するような行動をとられることが非常に多くなっている。また、子供や親族を殺すぞ脅すような、間接的な被害もたくさん見受けられる。身体的外傷を受けても、保険証を渡してもらえなかったり、お金をもらえないために受診ができない場合もあるし、病院等でDV被害が分かってしまうことにより、さらにDV被害を受けるのではないかと、自分で受診を制限する人も非常に多くいる。慢性的な不定愁訴、PTSDを訴える人が多くなっており、妊娠中にDV被害に合う人も多い。そのような生活の中で自己評価が低下したり、うつ状態になったり、心の病気若しくは病になる人が非常に多い。

DV被害者の6、7割が子供連れであるところ、直接的に虐待の被害を受けている子供がたくさんいる。身体的暴力や暴言だけでなく、小さい子供や女の子に関しては性的被害を受けている子供も多く、一方で、母親が心を病んでしまっただけでそれについて把握ができなかったり、外には言えないので子供に当たったり、子供の育児を放棄してしまう状況も中には見受けられる。子供は、直接被害を受けるだけでなく、守ってもらえないという心の被害も受け、将来も被害者であったり加害者であったりということが繰り返されるといって、世代間の連鎖がそこに発生している。

なぜ逃げないのかと思われるかもしれないが、逃げるできないように心をコントロールされ、支配されているのが実態である。逃げたくても子供はどうしたらいいのだろう、親兄弟まで追い込まれるのではないかと、仕事も辞めなければいけない、お金をもらってないので自立もできない、と幾重

にも支配されているために逃げることができない人が非常に多い。いくら電話相談で逃げるように話をしても、そこまでに至らない人がとても多くいるのである。

二次被害の関係で裁判所に配慮してもらいたいのは、まず配偶者からの暴力について理解し、安全の確保をしてもらうことである。そして、高圧的な態度等に気をつけることである。男性と会うだけでも、フラッシュバックをして怖くて言葉が出なくなったり、相談できない状況になるということもあるので、なるべく女性が話を聞くとか、女性が隣にいるようにすることが考えられる。部屋が閉まっている状況では怖いと思う方もいるので、配慮いただければありがたい。また、福祉事務所や当相談センター、裁判所、警察と、同じ被害について繰り返し質問されて、何度も話さなければならず、被害を思い出してしまって非常に辛い思いをする方がいるため、センターではなるべく書面で引継ぎをするなどして対応している。この点、裁判所でも何か配慮いただければ有り難い。

DV被害者若しくは女性の方からの相談業務の中で、家庭裁判所に関係する対応事例についての被害者の要望をいくつか紹介する。まず、DV被害者の女性が、小学生の子供とともに当センターで一時保護中に、東京地裁へ保護命令を申し立てた事例である。保護命令は発令されて離婚調停も行っているところ、離婚調停の中で加害者の夫の方から、子供への面会交流調停の申し立てがあり、面会開始になってしまったということである。子供への身体的虐待を理由に子供への接近禁止も含めて保護命令が発せられているのになぜ、と女性は非常に無力感を感じ、制度上仕方ないといっても割り切れないという事例があった。

また、離婚調停中に調停委員から、夫側に立つような発言があり、辛い思いをしたという事例も聞いている。

そのほか、DV被害を受けた女性にとって、夫だけを被害女性から離して

おけば良いというものではなく、夫の親族や知人にも気をつけなければならない場合があり、対応が非常に難しいという事例を聞いている。

(委員)

家事調停の中で、DVの問題についてはいろいろ配慮をしているところであるが、特に最後の例などは、難しい部分もあるが、情報を集めて何とか対応していきたい。保護命令が出ている例については、当然その点も検討した上で、どのような解決をするのが良いか考えることになろうかと思う。

いずれにせよ、いろいろな事例を知るだけでも、家庭裁判所にとって大変勉強になるため、今後どのように情報を収集していくかということも含めて検討していきたい。引き続き家事調停委員に対しても研修をきちんと行うとともに、個別的な案件についても、裁判官、調停委員、書記官、調査官が連携し、相談しながら手続を進め、その中で、今回伺った話を参考に、遺漏がないように務めていきたい。

(委員長)

今、家事審判法の改正が議論されているが、その中で、このような事案への対応に関する議論は何かないか。

(委員)

現在、法務省の法制審議会では家事審判法改正の議論が進められているが、DV被害者のための手続ということで、特に論じられているところはない。DV被害者が住所を秘匿している場合、この被害者を相手にして手続を進める当事者にとっては、相手方の住所が分からないことになるが、その場合どのように申立てをしたらよいのか、住所の確認はどうすればよいのかといった話題が弁護士会から提出されたが、特別、DVのための手続が設けられるという議論はない。

(委員)

DVの加害者と被害者が当事者になっている場合、当事者の権利保障のため

めの例外的措置として、特に考慮することができるような形にはなるのだろうか。

(委員)

一般的な、通常想定されるような形の手続の規定を、問題になっているような案件にどう当てはめていくかということについては、運用の問題として解決されることが予定されているのではないか。

まだ結論が出ているわけではないが、例えば家事審判手続の中で、当事者の審問をするという機会があり、現在、この審問は双方の当事者が立ち会って行わなければいけないという規定にはなっていないので、もし一方の当事者が暴力を振るう可能性があるとか、あるいは同席をさせることが適当でないという場合には、運用で一方の当事者だけを審判廷に入れて、当該当事者から話を聞くということを通常のこととして行っている。この点、審議中の家事審判法の改正案によれば、原則として審問をする場合には、他方当事者の立会権を認めるべきであるという議論が出ているが、そうするとDV案件や、その他の立ち会うことが適当でない事案の場合に、それでも立ち合わせることが必要なかどうかという点では話題になっている。

## 5 次回予定

(委員長)

各委員からの意見を踏まえて、次回は少年事件の教育的措置を中心に取り上げたいと思う。

なお、次回開催日時は平成23年2月22日（火）午後3時00分からとする。